

各 部 課 長  
各 警 察 署 長 殿  
(回議先 全課長)

|      |                      |
|------|----------------------|
| 保存期間 | 5年<br>(令和10年3月31日まで) |
|------|----------------------|

徳島県警察本部長

原動機を用いる乳母車に係る署長の確認について（通達甲）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第1条第2項第1号の規定により原動機を用いる小児用の車について署長が行う確認については、原動機を用いる小児用の車に係る署長の確認について（令和元年11月22日徳交企第339号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）の規定により、歩行補助車等に関する規定が整備されることに伴い、改正府令による改正後の施行規則第1条第2項第1号の規定により原動機を用いる乳母車について署長が行う確認（以下「確認」という。）に係る事務について、令和5年4月1日から、次のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、前同日をもって廃止する。

#### 記

#### 1 確認の手続

##### (1) 申請の手続等

確認は、所轄署長（施行規則第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する署長をいう。以下同じ。）は、車体の大きさの基準（施行規則第1条第1項第1号に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しない原動機を用いる乳母車（以下「乳母車」という。）の利用者から、確認申請書（別記様式第1号）の提出があったときに行うものとする。

##### (2) 審査の方法

所轄署長は、申請に係る利用者が乳母車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次に掲げる書類を提出させ、当該書類の書面審査を行うとともに、必要に応じ

て申請に係る乳母車及び特定の通行方法についての实地調査を行い、確認の適否を判断するものとする。

ア 申請に係る乳母車を作成又は販売する者の作成に係る当該乳母車の車体の長さ、幅及び高さを証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類（申請に係る乳母車が通行する経路を示す見取図、見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講ずる安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面等）

### (3) 確認証の交付

所轄署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証（別記様式第2号）を交付するものとする。

### (4) 確認状況の管理

所轄署長は、交通課に確認証管理簿（別記様式第3号）を備え付け、確認証の交付状況を把握及び管理するものとする。

## 2 確認証の携帯

利用者が確認に係る乳母車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

## 3 確認証の返納

利用者が確認に係る乳母車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を所轄署長に返納させるものとする。

## 4 記載事項の変更

(1) 利用者の住所又は氏名に変更が生じたときは、速やかに所轄署長に届け出させるものとする。

(2) (1)以外の記載事項に変更が生じたときは、新たに申請させるとともに、確認を受けさせるものとする。

## 5 再交付

確認証を交付した利用者から、確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、再交付の申請を行わせるものとする。

## 6 準用

記載事項の変更（4の(1)に限る。）及び再交付に係る手続は、1の(1)、(3)及び(4)並びに3の規定を準用するものとする。

## 7 運用上の留意事項

乳母車であって車体の大きさの基準に適合しないものは、確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の歩行補助車等には該当しないこ

ととなることから、確認証の交付を受けていない乳母車の利用者を発見した場合は、速やかに確認を受けるよう指導すること。

別記様式第1号（1関係）

|   |  |
|---|--|
| <p>確認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p>申請者 住所<br/>氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、同号の確認を申請します。</p> |  |
| 確認を受けようとする原動機を用いる乳母車の利用者  | 住所   |
|   | 氏名   |
| 確認を受けようとする原動機を用いる乳母車  | 乳母車の名称                                       |
|   | 型式   |
|   | 製品番号   |
|   | 大きさ<br>長さ センチメートル<br>幅 センチメートル<br>高さ センチメートル |
| 特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容   |  |

備考 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

別記様式第2号（1関係）

|  |   |
|--|---|
| 7.5  |   |
| 第 号  | 交付 年 月 日  |
| 確 認 証  |   |
| <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の乳母車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。</p> |   |
| 警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>   |   |
| 記  |   |
| 1  | 利用者<br>住 所<br>氏 名   |
| 2  | 乳母車の概要<br>(1) 乳母車の名称<br>(2) 型式<br>(3) 製品番号<br>(4) 乳母車の大きさ<br>長さ                    センチメートル<br>幅                        センチメートル<br>高さ                    センチメートル |
| 3  | 特定の通行方法の内容<br>(1) 経路<br>(2) その他   |
| 注意事項   |   |
| 1 確認を受けた乳母車を道路で通行させる場合には、必ずこの確認証を携帯してください。   |   |
| 2 確認を受けた乳母車を利用することをやめた場合は、速やかに確認証を返納してください。  |   |

備考1 利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3号（1関係）

確認証管理簿

| 受付<br>番号 | 受付年月日 | 住 所   | 乳母車 |      | 交付年月日 | 備 考 |
|----------|-------|-------|-----|------|-------|-----|
|          |       | 氏 名   | 型 式 | 製品番号 |       |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |
|          | 年 月 日 | ----- |     |      | 年 月 日 |     |

- 備考1 記載事項の変更をしたときは、当該事項を朱書きすること。
- 2 住所変更により他の署において確認を受けた利用者が自署管内に転入してきた場合は、管理簿に登載の上、「備考」欄に「〇〇署〇号」と確認をした署の名称及び番号を朱書きし、当該確認をした署に連絡すること。
- 3 2の連絡を受けた署は、「備考」欄に「〇年〇月〇日、〇〇署転出」と朱書きすること。
- 4 再交付をしたときは、「備考」欄に「〇年〇月〇日、再交付」と朱書きすること。
- 5 返納されたときは、「備考」欄に「〇年〇月〇日、返納」と朱書きすること。